

令和 2年 6月 30日

提出者

氏 名 三研工業株式会社

代表取締役 沓名正文

電話番号 0566-76-8141

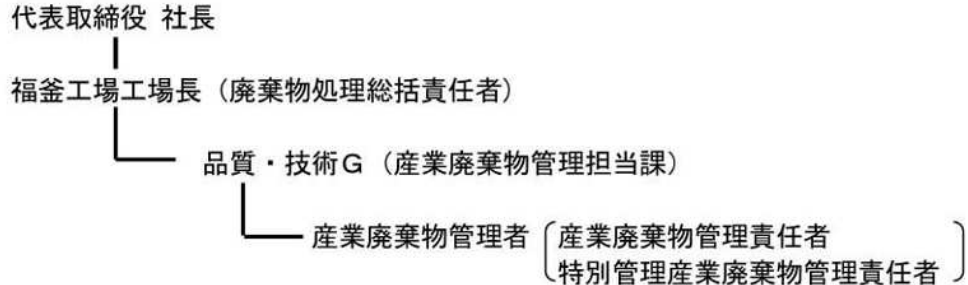
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	排 出 量	131.63 t	3.95 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 液更新頻度の見直しによる延長。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	排 出 量	130 t	20 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 液更新頻度の見直しの継続。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 腐食性廃アルカリ、腐食性廃酸、特定有害廃酸（現在無し）、 特定有害廃アルカリ（現在無し）を分別。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別を継続。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	全処理委託量	131.63 t	3.95 t
	優良認定処理業者への処理委託量	131.63 t	3.95 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・法令（委託基準）に従い、業者と書面により委託契約を締結する。 ・優良認定処理業者への処理委託100%を実施する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸
	全 処 理 委 託 量	130 t	20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	130 t	20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 優良認定処理業者への処理委託100%を継続する。 ・ 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施。			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	135.58 t	
	(今後実施する予定の取組)		
・ 2020年度4月から電子マニフェスト運用開始。 ・ 電子マニフェスト運用継続。			
※事務処理欄			